

第1回豊岡市農業委員会総会（定例会）議事録

令和2年4月17日（金）

（豊岡市役所2階大会議室）

午後1時30分開会

議事日程

諸報告

- 日程第1 議事録署名委員の指名について  
番 委員  
番 委員
- 日程第2 会期の決定について  
月 日 日間
- 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について
- 日程第4 報告第2号 農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について
- 日程第5 報告第3号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見について
- 日程第6 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請審議について
- 日程第7 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請審議について
- 日程第8 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請審議について
- 日程第9 第4号議案 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について
- 日程第10 第5号議案 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第11 第6号議案 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

出席委員（17名）

- |     |      |     |       |
|-----|------|-----|-------|
| 1番  | 宮岡正則 | 2番  | 加悦富美恵 |
| 3番  | 高尾利美 | 4番  | 原清美   |
| 6番  | 井谷勝彦 | 7番  | 田中直喜  |
| 9番  | 水嶋義彦 | 10番 | 西沢泰裕  |
| 11番 | 宮口豊隆 | 12番 | 北垣裕次  |
| 13番 | 齋藤善久 | 14番 | 石橋重利  |
| 15番 | 尾口正信 | 16番 | 永井辰正  |
| 17番 | 村田憲夫 | 18番 | 大原博幸  |
| 19番 | 森井脩  |     |       |

欠席委員（1名）

8 番 上 坂 光 広

事務局出席職員職氏名

事務局長……………丸 谷 祐 二

事務局次長……………上 坂 善 晴

主幹兼係長……………古 谷 明 仁

主査……………西 田 弥

会長挨拶

○議長（森井 脩） みなさん、こんにちは。ご苦労さまです。今もありましたように、マスクに慣れないものですからしゃべり難くていけないですが、コロナコロナで毎日テレビのトップニュースを欠かしたことがないわけでございまして、いよいよ全国に非常事態宣言が広げられました。この先どうなることか心配でございまして。農業関係もあちこちでいろいろな影響を受けているように聞いています。野菜の受け入れだとか、米につきましても外食がどんどん減っているわけですから、外食向けの米の消費がどんと落ちていると。一方で家庭食で増えていけばいいんですが、なかなかそういうことにもなっていないようでして、これから先、どうなっていくのか心配のむきがございまして。豊岡市はまだ感染者が発生していないということなんです、これもいつどうなるのかさっぱり誰にも分からないことでございまして、お互いに気をつけたいものだと思っております。

さて、本日は今期私ども農業委員任期最後の総会ということになりました。20日までの任期でございまして、本日が最後の役割ということになるかと思っております。今期は豊岡市農業委員会が発足しまして第5期ということになります。新しい農業委員会制度になりまして私どもが初めての仕事をやってまいりました。農業委員と農地利用最適化推進委員のみなさんとはワンチームということで一体となって取り組んでいくというのが私ども豊岡市の農業委員会の進み方としてやってきたところでございまして。新しい制度、新しい法律の下での農業委員会活動ということではありまして、いろいろなやり方とかについて模索をしながらのこの3年間であったとも思いますが、農地利用最適化推進委員のみなさん方の現場におきますところの地道な活動はきちっと地域の中に定着をしつつあると、こんなふうに思っておるところでもございまして、今後ともそういった活動が一層重要になってくると思っておりますし、頑張りたいと思っております。特に中山間地域におきます農業の位置づけといいますか役割は、大きなものがあるんですが、要は、地域のコミュニティの崩壊がいろいろなことで言われて、豊岡市もコミュニティの再生といえますか、新しいコミュニティ組織を創り上げていこうということで動いておりますが、教育だとか福祉だとか愛情だとか、地域のコミュニティの課題はいろいろとありますが、農業の問題、農地の問題が一番地域のコミュニティにとって深刻な状況ではないだろうかと思っております。したがって、地域における農業、農地の問題、農業委員会が関わるときには、それぞれ集落の大意、また個々の農業者の大意もありますが、コミュニティ

のレベルでそういった問題を解決していくという方向もこれからは考えていかなければいけないんじゃないかというふうに、私もこの3年間でつくづく思っているところございまして、次期の体制の中でそういったこともしっかりと進めていただければありがたいなと、こんなふうに思っているところでございます。

私事になりますが、農業委員会に席を置きまして3期、9年務めさせていただきました。この間、地域のみなさん方はじめ、農業委員会、また推進委員のみなさん方には大変お世話になりました。まだまだやらなきゃいけないことがいっぱいございますが、今回で引退をさせていただきまして、あとは地域の中でできることをしっかりやっていきたいなとこんなふうに思っているところでございます。お世話になりましたみなさん方には心より感謝を申し上げましてご挨拶を申し上げたいと思っているところでございます。

本日は申し上げましたように最後の総会ということになりました。よろしく願いをいたします。

#### 諸報告

○議長（森井 脩） 日程に先だち諸報告をします。

本日の会議、欠席の通告を受けております。8番 上坂光広委員の通告を受けておりません。

#### 行政報告

○議長（森井 脩） それでは、農業委員会にかかる行政報告をいたします。

行政報告については、別紙のとおりとなっておりますのでご清覧ください。

以上で行政報告を終わります。

○議長（森井 脩） 続いて行政報告に関する質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 特にないようですので、質疑を終結します。

ただいまの出席委員数は17名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただ今から第1回豊岡市農業委員会総会（定例会）を開会いたします。

本日の会議に付した事件は、報告案件3件、許可申請案件16件、証明案件5件、協議案件2件、合計26件です。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております資料のとおりです。

直ちに日程に入ります。

#### 議事録署名委員の指名

○議長（森井 脩） 日程第1 「議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、議長より2名を指名します。

18番 大原博幸委員

1番 宮岡正則委員

以上の委員をお願いします。

#### 会期の決定

○議長（森井 脩） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

第1回農業委員会総会（定例会）は、本日1日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって第1回総会（定例会）は、本日4月17日の1日間と決定しました。

#### 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

○議長（森井 脩） 日程第3、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知の受理について」の報告事項を終わります。

#### 農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について

○議長（森井 脩） 日程第4、報告第2号「農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「農地法第5条第1項ただし書き（第1号）の規定による届出書受理について」の報告事項を終わります。

農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見について

○議長（森井 脩） 日程第5、報告第3号「農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号「農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会の意見について」の報告事項を終わります。

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 付議事項に入ります。日程第6、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

**【事務局説明】**

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。現地調査員を代表して、15番 尾口委員、お願いします。

○現地調査員（尾口 正信） 4月9日、加悦委員と事務局の方2名と現地調査を行い

ました。4番のところですけども、堂ノ本というところがあります。そこについては草刈りが必要だと認めております。それから、7番の赤花の件ですけども、一部草刈りが必要な土地があるのでご指導の方、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

西沢委員。

○10番（西沢 泰裕） 申請番号7番なんですけど、営農計画書が添付されているということですが。概略を開示はできますか。

○事務局（古谷 明仁） 営農計画書ですけども、農地取得後の利用計画につきましては先ほどの水稲であるとか、梅、柿、栗等を植樹される計画ですし、機械の保有状況等につきましてもトラクターを所有されておまして、コンバイン、乾燥機については借りられるということです。農業の労働力につきましては本人1名でされるということです。就農日数もクリアしてますし、意欲等につきましても地域の慣習に従って水路管理等も含めて行っていききたいと特に問題のあるような内容はありませんでした。

○10番（西沢 泰裕） その営農計画書の中に、栽培したものをどういうふうに売るとかそういう項目はありますか。

○事務局（古谷 明仁） 項目としては、販売先とかを記載する欄等はありません。営農計画の中では一部遊休農地等放棄されているところを是正していききたいというような感じで、自家用なのか販売されるのかまでは記載はないです。

○10番（西沢 泰裕） 説明の中に営農意欲が感じられるという文言があったので、作ったものをいかに売るとかそのへんの記載があったかなと勝手に判断しておりました。付け加えると、どのへんで営農意欲が感じられたのでしょうか。

○事務局（古谷 明仁） どこまでを意欲と言うのかは分かりませんが、遊休農地等についても果樹等を作っていきながら、今後も土地を増やして荒地等も耕作していききたいということが書いてありましたので意欲があると解釈しております。

○10番（西沢 泰裕） ありがとうございます。年齢的に38歳ということで将来性もあるということで、地元の但東町あたりにも新規就農者が入ってきてくれて将来を見込めるのかなと思っていただけたらなと、そういう感想を持ちました。以上です。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。

北垣委員。

○16番（永井 辰正） この〇〇さんという人はどちらからおみえになったんですか。それと、家族がおられるのか、1人でおみえになったのか。

○事務局（古谷 明仁） 特に住民票とかの添付は義務付けていませんが、営農については農業は1名、本人さんのみでされるということで、ご家族、結婚されているのか子どもさんがおられるのかにつきましては分からない状況です。

○議長（森井 脩） ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認めます。よって、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請審議について」は原案のとおり可決されました。

許可書を発行します。

第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請審議について

○議長 (森井 脩) 日程第7、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請審議について」を議題とします。

事務局、説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長 (森井 脩) 事務局の説明は終わりました。

引き続き、現地確認をいただいた委員の方に補足説明を必要な案件がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、4番 原委員、お願いします。

○現地調査員 (原 清美) 4月10日、都市整備課の方、事務局の方2名、高尾委員とともに現地に行っていました。事務局の説明のとおり、特に補足説明などはございません。以上です。

○議長 (森井 脩) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (森井 脩) 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。 よって、 第2号議案 「農地法第4条の規定による許可申請審議について」 は、 原案のとおり可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第3号議案、 農地法第5条の規定による許可申請審議について

○議長（森井 脩） 日程第8、 第3号議案 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続き、 現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いしたいと思います。

現地調査員を代表して、 4番 原委員、 お願いします。

○現地調査員（原 清美） 同じく4月10日、 都市整備課、 事務局2名、 高尾委員、 原と行ってまいりました。 事務局の説明どおり特に補足はございません。 以上です。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、 第3号議案 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」 は原案のとおりすべて可決されました。

許可相当という意見を付して県知事に進達します。

第4号議案、 農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について

○議長（森井 脩） 日程第9、 第4号議案 「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」 を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

引き続いて、現地確認をいただいた委員の方に補足説明が必要な案件がありましたらお願いします。

現地調査員を代表して、15番 尾口委員、お願いします。

○現地調査員（尾口 正信） 4月9日、加悦委員と事務局2名で現地調査をしました。特に問題はありませんでした。以上ご報告します。

○議長（森井 脩） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、これより採決を行います。

お諮りします。本案件を、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、第4号議案「農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当しないことの証明について」は、原案のとおりすべて可決されました。

証明書を発行します。

第5号議案、農用地利用集積計画の決定について

○議長（森井 脩） 日程第10、第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

事務局、説明願います。

【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。

本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、 第5号議案「農用地利用集積計画の決定について」は、 原案のとおり可決されました。

「計画書のとおり、 農用地利用集積計画を決定する。」 旨の決定通知書を送付します。

第6号議案、 農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について

○議長（森井 脩） 日程第11、 第6号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」を議題とします。

事務局、 説明願います。

#### 【事務局説明】

○議長（森井 脩） 事務局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結します。

お諮りします。 討論を省略して採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認め、 これより採決を行います。

お諮りします。 本案件を、 原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって、 第6号議案「農地法第3条第2項第5号括弧書きに規定する別段面積の審議について」は、 原案のとおり可決されました。

閉会

○議長（森井 脩） お諮りします。 本会に付議された議事はすべて終了しました。

これをもって本会議を閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「なし」 の声あり）

○議長（森井 脩） 異議なしと認めます。

よって本会はこれをもって閉会することに決定しました。

これにて、 令和2年度第1回豊岡市農業委員会総会（定例会）を閉会します。

午後2時25分閉会